



平成 27 年 7 月 27 日

各 位

会社名 株式会社 東武住販
代表者名 代表取締役社長 荻野 利浩
(コード番号：3297 東証 JASDAQ・福証 Q-Board)
問合せ先 取締役管理部長 中川 恵夫
(電話番号：083-222-1111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 8 月 27 日開催予定の当社第 32 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 事業の再編に伴い、現行定款第 2 条の事業の目的につきまして、廃止した事業の目的を削除するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、期待される役割を十分に発揮できるよう現行定款第 29 条及び第 40 条の一部を変更するものであります。なお、第 29 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則 第 1 条 (条文省略)	第 1 章 総 則 第 1 条 (現行どおり)
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第 2 条 (現行どおり)
(1) ~ (12) (条文省略) <u>(13) 携帯電話機及びその附属機器の販売業務</u>	(1) ~ (12) (現行どおり) (削除)
<u>(14)</u> (条文省略)	<u>(13)</u> (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第3条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条～第39条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第41条～第47条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第41条～第47条 (現行どおり)</p>

3. 定款変更の日程

- (1) 定款一部変更のための定時株主総会開催予定日 平成27年8月27日(木)
- (2) 定款一部変更の効力発生日 平成27年8月27日(木)

以上